

済研究』第230号)にまとめておられる。

早川氏の論稿が商人によって設けられた国立銀行を描いているのに対し、畠中茂朗「第百十国立銀行の創設と発券業務に関する一考察」(『山口県史研究』第28号)は山口県士族が設けた第百十国立銀行に関するものである。同行は100万円という全国的にもかなり巨額な資本金額が予定された(開業前に60万円に減資されたがそれでも巨額)が、国立銀行の資本金額は各府県人口や租税高を基に大蔵省から割り振られ、山口県で設けられる国立銀行の資本金額は24万円程度と見積もられたにもかかわらず、同行の資本金がかなり巨額に設定されたのは、設立を推進した旧長州藩士族たちが旧薩摩藩に対して優越性を示そうとしたことが影響したという。旧薩摩藩士族は一足先に第五国立銀行を設けており、そこでは資本金額は100万円が目標とされていたのである(設立時には半額の50万円を政府に申請したが)。この巨額の資本金額を大蔵省が認めたのは、「維新の雄藩」へ

の配慮、また近世以来の重要な港湾都市下関の存在も影響していたようである。同行は旧萩藩士が約9割、支藩の旧徳山藩士が約1割を出資して設けられたが、この両藩の旧藩主は出資しなかった。旧藩主家当主が出資者にならずに創業資金を調達したのは同行の特色であるという。同行の初代頭取に就いたのは毛利一門右田毛利家の家督を継いだ毛利藤内で、明治初年にフランス留学の経験をもつ。この頭取毛利藤内を支えたのが取締役兼支配人の佐々木男でもあり、この両名を含む経営陣5名の下、出納長、簿記方、書記方などの現場スタッフを加えた合計22名で創業した。同行が発行した銀行券はほぼ全額が県内で流通したが、それは県内での士族に対する信認(信頼)と結びついてきたとみている。同行は所有と経営が分離しており、組織的にも近代的企業の要素を備えていたが、「旧藩意識」も多分に内包していたことが強調されている。

【Reference Review 66-3号の研究動向・全分野から】

地球温暖化対策の議論の動向

国際学部教授 宮田 由紀夫

地球温暖化対策に無関心だったトランプ政権がバイデン政権に代わるによりアメリカの取り組みが活発になることが期待されている。しかし、この4年間に地球温暖化そのものが歩みを止めていたわけではなく、またアメリカ連邦政府以外ではさまざまな対策が講じられてきたので、地球温暖化対策における課題についての議論の動向を紹介したい。

松本哲人「温暖化防止を阻む『認識』と『政策』の壁」(『日経ビジネス』2020年7月6日号)と「脱炭素と経済の両立成否を握る3つの技術」(『日経ビジネス』2020年7月13日号)は、まず地球温暖化は現実起きており、それは人間の経済活動による二酸化炭素排出量の増加が原因であると明言している。そのうえで対策について議論を進め

る。炭素税の導入(排出権の取引)によって二酸化炭素排出量削減の誘因を与えることが経済学的には好ましいが、具体的な削減の方法や代替案については市場メカニズムが必ずしも適切に機能しない場合もあり、また政治的要素も入ってくるので実行が難しくなる。

たとえば、所得当たりのエネルギー消費やエネルギー当たりの二酸化炭素排出量は省エネルギー技術の進歩によって改善しているのだが、世界経済が成長し所得が増えているので二酸化炭素の排出総量はなかなか減らない。電気自動車はいかにして化石燃料に頼らず発電するかが重要である。また、天然ガス自動車・電気自動車・燃料電池車はガソリンスタンドほど充填設備が整っておらず、このことが低炭素自動車の普及を妨げ、それ

がさらに充填設備への投資を抑制することになっているので、民間任せでなく政府の誘導が必要になる。また、新しい自動車や発電所は二酸化炭素排出量を減らす技術を擁しているが、旧式の自動車・火力発電所を一斉に廃棄するわけにもいかないので脱炭素には時間がかかる。また、エネルギーを輸入に依存することを国家安全保障上問題視する国が国内産の石炭の使用を続けたがる。さらに、期待されている再生可能エネルギーは自然条件に左右され、発電と消費の時間がずれることも多いので蓄電技術の進歩を伴う必要がある。

森田充信「再生可能エネルギーの経済学的考察と大量導入に向けた電力市場の将来性」(法政大学経済学部『経済志林』第87巻、第3・4号、2020年)は、風力・太陽光など再生可能エネルギーによる発電は、自給目的で行っているうちはよいが、余剰電力の買い取りが必要になったり、また再生可能エネルギー発電の企業が参入した場合、いかに電気を送配するか、ということを決しなければならぬことを指摘している。従来の1つの電力会社が大きな火力発電所で発電して自社の電線ネットワークで送電し家庭に配電するというシステムを根本的に変えなければならないのである。

飯田哲也『『緑の復興』の中心として期待される再生可能エネルギー』(『地銀協月報』2020年7月号)と松橋啓介「脱炭素社会の交通の姿」(『商工金融』2020年8月号)は、技術の進歩と社会の意識変化が急速に起こっており、再生可能エネルギーは傍流でなく主流のエネルギー源とみなされるようになり、むしろ化石燃料は保有して利用されない「座礁資産」になる恐れがあること、自動車もハイブリッド車のような低炭素でなく電気自動車のような脱炭素に向かっていると指摘し

ている。上記の松本論文に比べると楽観的だが、同時に日本企業はこの流れに乗り遅れると国際競争力を失うことになると警鐘を鳴らしている。

金谷扇「環境団体、株主として迫る」(『Nikkei ESG』2020年9月号)は欧州の企業において環境保護団体が株主として環境保護の取り組みを行うことを株主提案している事例を紹介している。否定されることが多いが経営陣もその声を無視できない。ある程度の規模の株主は、保有株を売却すれば株価が下がり他の株主に迷惑がかかるので、経営に不満があっても安易に売却できないが、経営者に意見を言うことができる。営利企業であっても環境に対する意識を変えざるをえないのである。

芝川正「脱炭素に向けて金融が果たすべき役割と課題」(『金融財政事情』2020年7月号)によれば、地球温暖化は異常気象がもたらす災害による「物理的リスク」、地球温暖化の原因とみなされて責任を問われることによる「賠償責任リスク」、さらに、環境保護への移行のなかでの資産価値の変化による「移行リスク」(上述のように化石燃料が利用できなくなり油田・炭鉱の資産価値が下落する)を生じさせるので、金融機関はそれに備えなければならない。一方、金融機関にとって融資先企業のESG(Environment, Social, Governance)を考慮するESG金融が世界的なトレンドになっている。しかし、これはグローバルなメガバンクだけでなく、わが国の地方銀行でも地域課題解決のために求められていることでもある。

このように地球温暖化対策は技術開発だけでなく、それをいかに実装するかについての知恵が重要であり、文理横断的・学際的取り組みが求められているのである。